

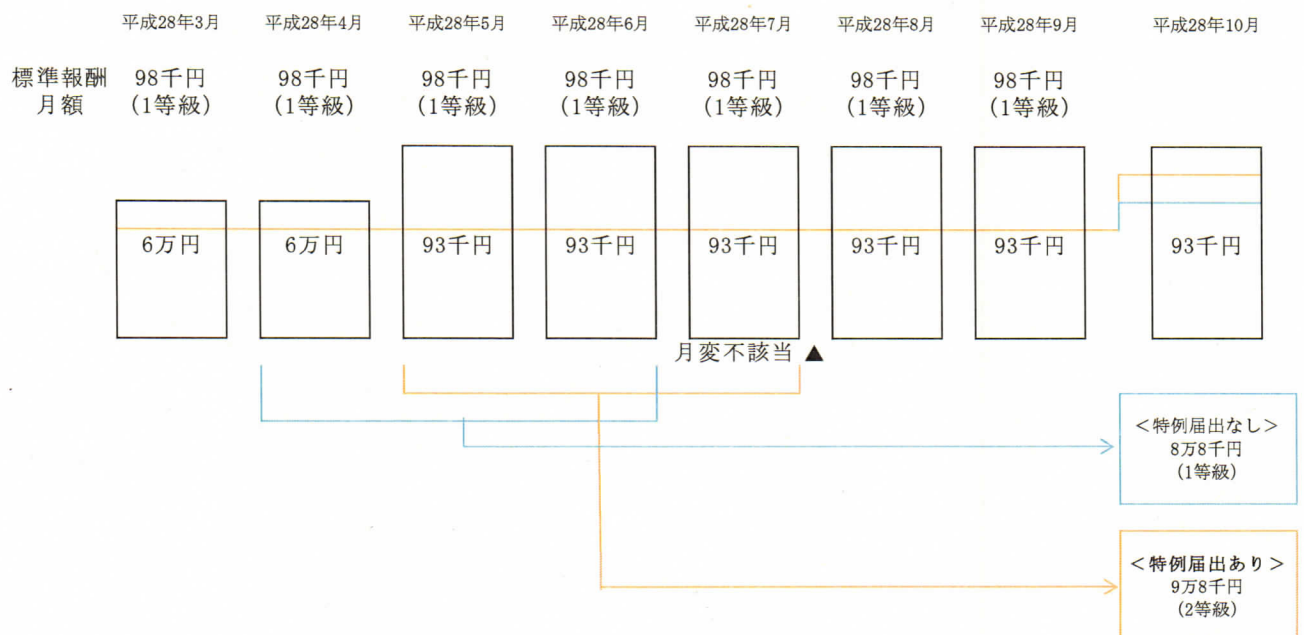
〔パターン①〕

事業所で報酬月額 6 万円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）であったところ、平成 28 年 5 月に昇級があり、報酬月額が 9 万 3 千円となったが、下限の等級であるため、平成 28 年 8 月の月額変更に応当せず、定時決定により報酬月額 82,000 円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となったケース。

※このまま下限改定を行うと、報酬月額 82,000 円（新 1 等級・標準報酬月額 8 万 8 千円）となります。

※平成 28 年 5 月～7 月の報酬額の平均は 93 千円のため、実情にあわせて新 2 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円に改定することができます。

➡平成 28 年 10 月の月額変更（1 等級⇒2 等級）を届出できます。



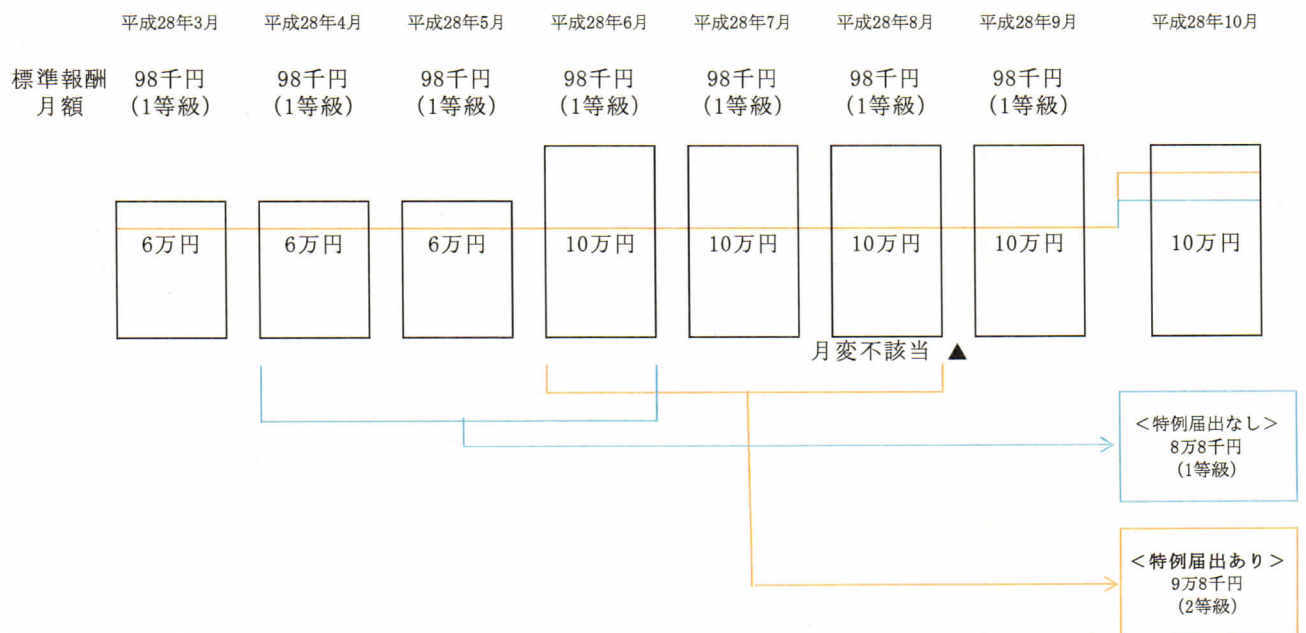
〔パターン②〕

報酬月額 6 万円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）であったところ、平成 28 年 6 月に昇級があり、報酬月額が 10 万円となったが、下限の等級であるため、平成 28 年 9 月の月額変更に応当せず、定時決定により報酬月額 73,333 円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となったケース。

※このまま下限改定を行うと、報酬月額 73,333 円（新 1 等級・標準報酬月額 8 万 8 千円）となります。

※平成 28 年 6 月～8 月の報酬額の平均は 10 万円のため、実情にあわせて新 2 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円に改定することができます。

➡平成 28 年 10 月の月額変更（1 等級⇒2 等級）を届出できます。



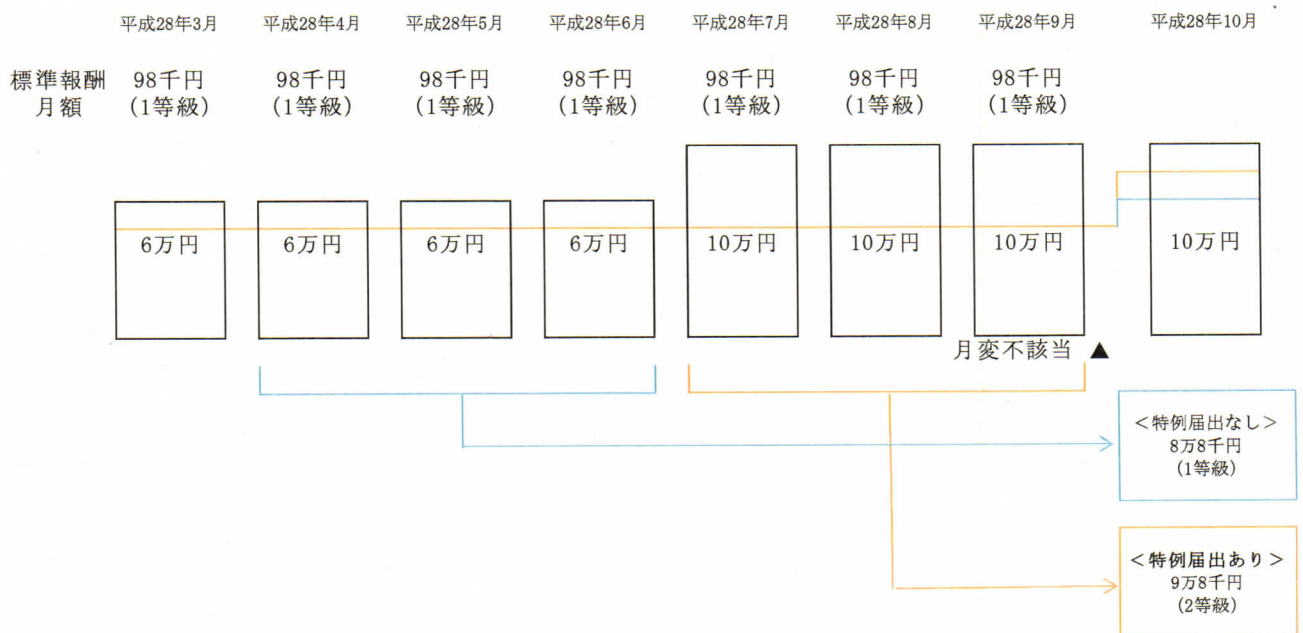
〔パターン③〕

報酬月額 6 万円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）であったところ、平成 28 年 7 月に昇級があり、報酬月額が 10 万円となったが、下限の等級であるため、平成 28 年 10 月の月額変更に応じず、定時決定により報酬月額 60,000 円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となったケース。

※このまま下限改定を行うと、報酬月額 60,000 円（新 1 等級・標準報酬月額 8 万 8 千円）となります。

※平成 28 年 7 月～9 月の報酬額の平均は 10 万円のため、実情にあわせて新 2 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円に改定することができます。

➡平成 28 年 10 月の月額変更（1 等級⇒2 等級）を届出できます。



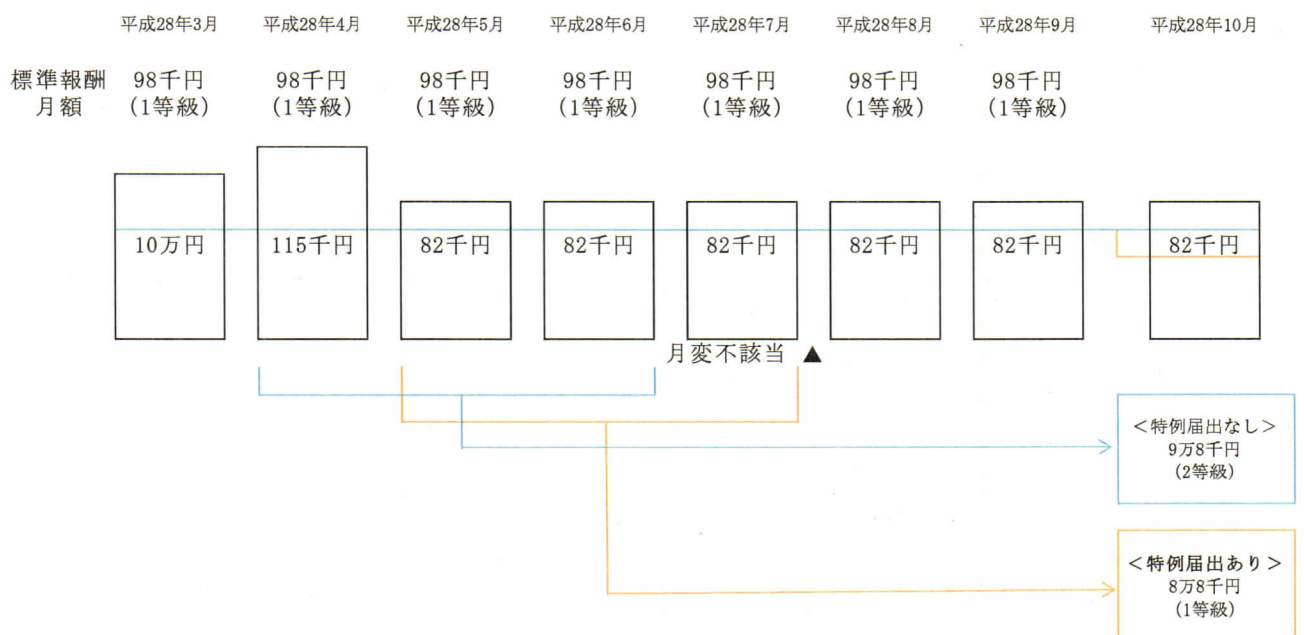
〔パターン④〕

報酬月額 10 万円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）であったところ、平成 28 年 5 月に降給があり、報酬月額が 82 千円となったが、下限の等級であるため、平成 28 年 8 月の月額変更に該当せず、定時決定により報酬月額 93,000 円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となったケース。

※このまま下限改定を行うと、報酬月額 93,000 円（新 2 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となります。

※平成 28 年 5 月～7 月の報酬額の平均は 82 千円のため、実情にあわせて新 1 等級・標準報酬月額 8 万 8 千円に改定することができます。

⇒平成 28 年 10 月の月額変更（2 等級⇒1 等級）を届出できます。



〔パターン⑤〕

報酬月額 10 万円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）であったところ、平成 28 年 6 月に降給があり、報酬月額が 82 千円となったが、下限の等級であるため、平成 28 年 9 月の月額変更に該当せず、定時決定により報酬月額 93,000 円（1 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となったケース。

※このまま下限改定を行うと、報酬月額 93,000 円（新 2 等級・標準報酬月額 9 万 8 千円）となります。

※平成 28 年 6 月～8 月の報酬額の平均は 82 千円のため、実情にあわせて新 1 等級・標準報酬月額 8 万 8 千円に改定することができます。

⇒平成 28 年 10 月の月額変更（2 等級⇒1 等級）を届出できます。

